平成２８年（フ）第３２０号
名古屋市守山区新守山3603番地　美閣園３号
債務者　児玉　克美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９８号
愛知県春日井市旭町１丁目２番地１　ｗｉｌｌ　Ｄｏ　勝川502号
債務者　鈴木　由子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字尾崎27番地
グリーンハイツⅡ102号室
債務者　志治　好恵
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３５号
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下22番地
第１悠ハイツ102号
債務者　河野組こと　河野　伸一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３６号
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下22番地
第１悠ハイツ102号
債務者　河野　味佳
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６１号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘18棟212号
債務者　梶ヶ山和子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１３号
熊本市東区画図町大字所島584番地10
債務者　髙群　早苗
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２８号
熊本市東区佐土原１丁目10番43号　西原アパート101
債務者　山下　勝也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４６号
熊本市北区清水新地６丁目７番40号
債務者　中原　秀保
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
青森市奥野２丁目18番20号　フィールファイン奥野207号
債務者　内田　　充
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６５号
名古屋市南区天白町１丁目25番地　名南荘705号
債務者　井上寿美礼
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ59番地の17
債務者　白石　奈美
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
松江市上乃木９丁目３―51コーポ野津203号、住民票上の住所島根県安来市荒島町1150番地
債務者　多久和　浩
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第７９３号
千葉市花見川区三角町83番地
破産者　株式会社中村水建
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５４号
千葉県柏市西原３丁目11番１
破産者　豊島商店有限会社
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５５号
千葉県船橋市東船橋４丁目22番６号　セジュールユアサ106号、開始決定時の住所千葉県市川市市川南１丁目９番17―103号（市川パブリックハイツ）
破産者　林　　毅彦
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２３号
千葉県流山市西初石２丁目928番地の15
ジュネパレス初石102
破産者　車田　秀男
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
千葉県浦安市舞浜２―33―10、住民票上の住所千葉県浦安市明海４丁目２番11―2503号　望海の街
破産者　北川　　勇
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係